

Plan

Do

Check

Action

1 調達改善を図るための重点的な取組

計画の概要

○公共調達委員会等における改善の取組

取組の状況

- ・ 調達案件の競争性の確保や調達手続の妥当性等について、外部有識者等による事前・事後審査を実施。
- ・ 前回一者応札等の要因分析及び対応方針の策定。
- ・ 契約締結の進捗状況について確認等を実施。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染予防等の観点から、主に書面審査、WEB会議による開催とした。

取組の効果

事前審査等の指摘事項を調達案件へ反映

○より競争性の高い契約形態への移行
(本省:32件 ▲2,079百万円)

○前年度1者応札等から複数応札へ改善
(本省:25件 ▲273百万円、地方:14件 ▲487百万円)

○公募実施後、価格交渉を含む随意契約へ移行
(本省:16件 ▲97百万円)

今後の対応方針

- ・ 引き続き調達コスト改善及び調達の質の向上を図る。

2 随意契約の見直し・一者応札等の改善に関する取組

計画の概要

〇一者応札等の改善

取組の状況

- ① 要因分析等
- ② 競争参加資格等の見直し
- ③ 仕様の見直し
- ④ 発注単位の見直し
- ⑤ 調達スケジュール等の見直し
- ⑥ 調達情報の周知の徹底
- ⑦ 業務内容の理解の促進(情報の公開)
- ⑧ 調達内容に応じた適切な調達方法の活用

明らかとなった課題等

- ① 入札説明会が新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて開催できなかったため、事業内容について十分に理解してもらえなかった可能性がある。
- ② 専門的知識を要する事業について、業務の性質上、競争参加要件を厳格化せざるを得ず、応札者が限定されてしまった。
- ③ 仕様内容が受注者を限定する性能、条件となっていた。
- ④ ー
- ⑤ 総合評価落札方式の入札において、技術提案書の準備期間が短かった。
- ⑥ 履行期間を延長したが、業者への周知が不十分であったため改善が困難であった。
- ⑦ 過年度の調達内容や検討経緯等を熟知して事業を進める必要があることが、新規参入を阻害する要因となっている可能性がある。
- ⑧ ー

今後の対応方針

- ① 事業内容について不明瞭な点がないように仕様を更に具体的に示すとともに、入札説明会等が開催できない場合は、周知の際に丁寧な説明を行う。
- ② 資格の取得状況や契約実績の要件について、緩和できる余地がないかなど精査を行う。
- ③ 仕様書の内容について、受注者を限定しない性能、条件に見直し、特定の者が有利とならないようにする。
- ④ ー
- ⑤ 入札説明会後から技術提案書の提出期限までを長く設定し、準備期間を十分確保できるようにする。
- ⑥ 入札公告期間を十分設けるとともに、業者へ広く声かけを行う。
- ⑦ 過年度の事業者以外でも次回調達に算入できるよう、十分な引継ぎが行えるよう調達仕様書を作成するとともに、引継期間が十分に確保できるような調達を実施することを検討する。
- ⑧ ー

等、引き続き、一者応札等の改善に努める。

2 随意契約の見直し・一者応札等の改善に関する取組(続き)

計画の概要

- 調達前自己チェックプロセスの導入
- メールマガジンによる情報提供

取組の状況

- ・ 前回一者応札となった案件について、チェックリストを活用した調達前自己チェックプロセスを導入し、調達の際に前回一者応札の要因を分析し対策を講じることとした。
- ・ 1日2回、新着情報が更新される厚生労働省(本省)の新着情報配信サービス(メールマガジン)により、入札公告を登録者に配信。

今後の対応方針

- ・ 引き続き、調達前自己チェックプロセスの推進やメールマガジンによる情報提供に努める。

取組の効果

- 一者応札となった案件について、担当部局において要因分析や入札説明会参加者にヒアリングを行うなど、改善に向けた取組がなされた。
- 本省:新着情報配信サービス(メールマガジン)に登録している者75,929者(令和3年9月末)に対し、入札公告件365件(物品・役務336件、工事15件、企画競争・公募14件)を配信。

計画の概要

専門の職員による調達指導

取組の状況

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を勘案し、国立ハンセン病療養所に対する書面による会計事務監査指導・会計指導を実施

今後の対応方針

- ・ 引き続き、内部監査・調達指導を実施するとともに、指導結果のフォローアップを行っていく。

取組の効果

- 契約事務に関するガバナンス体制の強化、一括購入によるコスト削減、契約方法及び調達数量の妥当性の検証等、担当職員の調達改善に向けた取組を促すとともに、指導内容は次年度の調達に反映
(参考)令和2年度実績(19施設) 一者応札の改善(地方:2件)(削減効果▲8百万円)

3 庁費類(汎用的な物品・役務)の調達の見直し

計画の概要

○共同調達の拡充

明らかとなった課題等

- 品目によって仕様や規格、調達時期が異なるため、各省庁間での調整が困難である。

取組の状況

- ・ 地方の官署において、他省庁の各官署と共同調達を実施(対象:事務用消耗品等6品目)。

今後の対応方針

- ・ 地域ごとに開催されている共同調達担当者会議等へ積極的に出席し、共同調達の取組拡大に向けて情報収集を行う。
- ・ 事務用消耗品(文具やコピー用紙)など、省庁間で仕様内容の調整が行いやすい品目から、共同調達の実施を検討していく。

計画の概要

○電力調達、ガス調達の改善
○再生可能エネルギー電力の調達及び電力調達の更なるコスト削減

明らかとなった課題等

- 入居ビルの所有者から電気事業者の指定を受けているため、一般競争入札により業者を選定できない。
- 庁舎が離島等にある施設の場合、現行契約事業者以外に契約可能な事業者が存在しないため、実施が困難。

取組の状況

- ・ 大規模庁舎に係る電力調達及びガス調達について、引き続き一般競争入札を実施しつつ、一者応札の改善を図るとともに、小規模庁舎についても可能なものから一般競争入札へ移行する。
- ・ 31件の契約について、再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を実施。また、1件の契約について、異なる一般配送電線業者の供給区間にある施設を一つの契約にまとめた電力調達を実施。

今後の対応方針

- ・ 合同庁舎への移転に伴い、一般競争入札への移行を検討していく。
- ・ ガス小売り全面自由化を受け、局内複数施設における一括調達を行う予定であるが、合同庁舎他入居官署との調整等に時間を要していることから、令和5年度からの調達となる予定。

その他の取組

計画の概要

- ・遊休資産の売却等の促進

取組の効果

- ・ 財務当局のノウハウを活用した事務委任は遊休資産の処理を進める上で有効であるため、地方官署に対して事務委任の活用を呼びかけた。

計画の概要

- ・情報システム分野に係る調達等

取組の効果

- ・ 情報システム分野の外部有識者を委員に参画させた公共調達委員会による事前審査等を実施。
- ・ 情報システムの調達案件70件の審査を行い、
 - ①透明性・競争性を高めるための措置(16件)
 - ②仕様書の見直し(25件)
 - ③発注単位の見直し(18件)
 - ④競争性の阻害要因の改善(10件)の指摘を行った(同一案件重複含む)。また、公共調達中央監視委員会における事後審査においても8件について、調達手続の妥当性、一者応札の要因等について審議を行った。

計画の概要

- ・汎用的な物品・役務の調達(本省分)

取組の効果

- ・ 厚生労働省、環境省及び人事院で共同調達を実施(対象:事務用消耗品等7品目)。
- ・ 他省庁との一括調達に伴う予定数量等の増加(スケールメリット)により事務コストを削減した。

その他の取組(続き)

計画の概要

- ・クレジットカード決済

取組の効果

- ・クレジットカード払いに移行した水道料金(H25年から)及び電気料金(H29年から)について、引き続き利用を推進。
- ・ETCカードについて、引き続き利用を推進。

計画の概要

- ・予算の支出状況に係る情報公開の取組

取組の効果

- ・支出情報検索サイトに継続的に情報を追加しており、令和3年度上半期は109,861件のアクセスがあった。

計画の概要

- ・人事評価への反映

取組の効果

- ・厚生労働省の組織目標に、「コスト意識」の向上等を盛り込み、各職員の目標設定に反映。

計画の概要

- ・調達担当職員の意識改革・能力向上(職員研修の実施)

取組の効果

- ・会計事務が適正に行われるよう、意識の向上を図るため、令和3年6月に本省において契約に携わる全ての監督・検査職員に対する実務研修(eラーニング)を実施。

計画の概要

- ・契約に係る会計事務の適正化

取組の効果

- ・個人情報を取り扱う業務等について、業者の選定方法の厳格化などの実施に努め、契約に係る会計事務の適正化を図った。

令和3年度厚生労働省調達改善計画(上半期)の取組による削減効果等

調達改善計画による主な取組

削減効果 ▲29億円

(単位:百万円)

取組内容	取組の効果	削減効果	
		件数等	金額
1 公共調達委員会等における改善の取組	① より競争性の高い契約形態への移行	32件	▲2,079
	② 前年度一者応札から複数応札へ改善	39件	▲760
	③ 価格交渉による減少	16件	▲97
2 専門の職員による調達指導(※1)	前年度一者応札から複数応札へ改善	2件	▲8
3 遊休資産の売却等促進(※2)	遊休資産の売却等促進	—	—
合 計			▲2,944

※1 今年度の取組は、次年度に反映されるため、前年度実績を計上。

※2 削減額の集計は年度末の報告のみ実施しているため未計上。